現場代理人及び主任技術者等の適正配置について

○現場代理人、技術者等に関する留意事項

公共工事においては、現場代理人、主任技術者・監理技術者の配置が必要となります。 また、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする 建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

以下の内容はこれら現場代理人、技術者等に関する留意事項です。

1 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係(正社員)であることが必要です。

(2) 現場代理人の常駐

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務付けています。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障のないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人になることができません。特別な場合については、契約約款において「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障が無く、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人ついて工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」となっており、詳細については、別添「現場代理人の常駐緩和に係る取扱いについて(R5.1.1~)」及び「建設工事の現場代理人及び主任技術者等の兼務に係る取扱いについて(R5.1.1~)」を参照してください。

また、営業所における専任の技術者(以下「営業所の専任技術者」という。)は、現場代理人になることができません。

2 主任・監理技術者について

(1) 主任・監理技術者の専任ついて

公共性のある工作物に関する重要な工事において設置する主任・監理技術者は、工事1件の請負代金額が4,000万円(建築一式工事においては8,000万円)以上の場合は、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。専任を要しない工事の主任技術者であれば、他の工事との兼務も可能ですが、変更により契約金額が4,000

万円を超える可能性のある工事との兼務については行わないように留意する必要があります。

(2) 専任の監理技術者等の兼務について

以下の条件に該当する場合にのみ、同一の専任の主任技術者が複数の建設工事を管理 することができます。ただし、専任の監理技術者には適用されません。

①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関(国・県・市町村・民間発注者)が発注する工事で2件まで

※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事

- ②工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあた り相互に調整を要する工事
- ③兼務する全ての工事の現場は、南アルプス市内又は工事現場相互の間隔が10km 程度(最も近い地点間の直線距離)以下の近接した場所であること
- ④兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと

このほか、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事が以下の条件に該当する場合には、専任の監理技術者の兼務も可能となります。これは、当初(前発注工事)と後発注工事の全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを一つの工事とみなして、当該技術者が当該複数の工事全体を管理することができます。

①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関(国・県・市町村・民間発注者)が発注する工事で2件まで

※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事

②施工範囲及び契約工期が重なり工作物に一体性若しくは連続性が認められ、後発注 工事の請負契約が随意契約により締結されている場合

上記については、別添「建設工事の現場代理人及び主任技術者等の兼務に係る取扱いについて(R5.1.1~)」を参照してください。

(3) 主任・監理技術者の資格要件

①直接的かつ恒常的な雇用関係(正社員)であること

開札日の前日(随意契約にあっては、見積書提出期限日の前日)以前に3か月以上 の雇用関係があることを要します。

ただし、専任工事の一般競争入札の場合は、入札参加申出日以前に3か月以上の雇用関係が必要となります。

- ②工事を施工するために必要な技術者資格を有すること
- ③その他、②とは別で定める要件等があれば、その要件を満たす者であること

3 営業所の専任技術者の取扱いについて

(1) 営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2号において、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、 また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないことと されています。

「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお 1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならいないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。

(3) 主任技術者又は監理技術者との兼務について

主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所の専任技術者との兼務が可能です。

- ①当該営業所において請負契約が締結された工事であること
- ②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所と常時連絡体制を取れる体制にあること
- 4 現場代理人と主任技術者との兼務について

自分が主任技術者となっている工事のみ現場代理人を兼任することが可能です。(件数は2件まで。)

5 技術者等の配置について

技術者等の配置について、兼務の可・不可については、別添「技術者等の兼務取扱条件表 (R5.1.1~)」を参照してください。

- 6 現場代理人、主任(監理)技術者の変更について
- (1) 現場代理人
 - ①主任(監理)技術者と兼任でない場合、当該工事の開札日の前日以前の雇用関係等の 現場代理人の要件を満たしていれば、変更は可能です。事前に「現場代理人及び技術 者変更通知書」により届け出て、業務に支障のないよう円滑な引継ぎをしてください。
- (2) 主任(監理)技術者
 - ①監理技術者制度運用マニュアルの趣旨に基づき、主任(監理)技術者の工期途中での変更は、原則として認めません。ただし、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、

介護または退職等、真にやむを得ない場合は協議により認める場合があります。

• 死亡

受注者から「技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合(死亡診断書等の公的書類は求めない)。

・傷病・出産・育児・介護

受注者から「技術者本人が傷病等のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。この際、受注者に該当技術者の傷病等が確認できる書類診断書等資料の提出を求め、明らかに現場に専任して監理技術者等の職務が遂行できないと判断される場合に限る。

退職

受注者から「技術者本人が退職した」旨の通知があった場合(該当者の退職の確認 できる書類の提出が必要)。

転勤

単なる技術者の都合による転勤ではなく、該当技術者本人の人道上やむを得ない と判断される理由による場合(該当者の申立等、特にやむを得ないと判断される理 由が確認できる書類の提出が必要)。

・受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工 期が延長された場合

延長期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超える場合は6月) を超える場合を目安とする。

- ・橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場 が移行する時点
- ・ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年(2年以上)に及ぶ場合
- ※なお、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。
- ※また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要です。